

# 「訪問介護」重要事項説明書

当事業所が提供する訪問介護に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者の概要

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 事業者          | 中銀インテグレーション株式会社                  |
| 所在地          | 〒104-0054 東京都中央区勝どき2丁目8番12号      |
| 代表者          | 代表取締役 渡辺 蔵人                      |
| 設立年月日        | 1972年2月8日                        |
| 電話番号およびFax番号 | 電話 03-5548-6461 Fax 03-5548-6463 |

## 2. 事業所の概要

|              |                                  |       |            |
|--------------|----------------------------------|-------|------------|
| 事業所          | ライブリーケア中銀熱海                      |       |            |
| サービスの種類      | 指定訪問介護                           |       |            |
| 所在地          | 〒413-0011 熱海市田原本町9-1 熱海駅前第一ビル5階  |       |            |
| 電話番号およびFax番号 | 電話 0557-81-0102 Fax 0557-86-2398 |       |            |
| 指定年月日        | 2006年4月1日                        | 事業所番号 | 2270500404 |
| 管理者          | 秋本 敬子                            |       |            |
| 通常の事業の実施地域   | 熱海市および湯河原町                       |       |            |

## 3. 事業の目的と運営の方針

|       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 当事業所がおこなう訪問介護の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。                                                                                                                                                         |
| 運営の方針 | (1) 事業所の訪問介護は、利用者等の心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を提供することにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すものとする。<br>(2) 訪問介護の提供にあたっては、関係市区町村、利用者の家族、利用者に係る介護支援専門員、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 |

## 4. 営業日時

|          |                                          |
|----------|------------------------------------------|
| 営業日      | 月曜日から土曜日<br>(ただし、必要に応じ日曜日も対応する)          |
| 営業時間     | 午前8時30分から午後5時30分<br>(ただし、必要に応じ時間外も対応する)  |
| サービス提供時間 | 午前8時から午後6時30分<br>(ただし、調整可能な場合のみ時間外も対応する) |

## 5. 事業所の職員体制

| 従業者の職種    | 人数  |
|-----------|-----|
| 管理者       | 1名  |
| サービス提供責任者 | 5名  |
| 訪問介護員     | 15名 |

※2024年4月1日

## 6. 提供する訪問介護の内容

日常生活において、あなたがおこなうことが困難な入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を訪問介護計画に基づいて提供します。

## 7. 訪問介護提供の責任者

あなたへの訪問介護提供の責任者は下記のとおりです。

訪問介護の利用について、ご不明な点やご要望などございましたら、何でもお申し出ください。

|           |  |
|-----------|--|
| サービス提供責任者 |  |
|-----------|--|

## 8. 利用料

- あなたにお支払いいただく訪問介護を利用した料金は、厚生労働大臣が定める別紙「訪問介護料金表」のとおりであり、保険者より交付される介護保険負担割合証に記載されている割合の額とします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超過して訪問介護を利用する場合は、超過した時点から10割をご負担いただきます。
- 通常の実施地域を超えて提供する訪問介護に要した交通費は、実施地域を超えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収します。

## 9. 支払い方法

上記の利用料等は、翌月の15日までに請求書を送付いたします。当月の利用料等を翌月末日までに、次のいずれかの方法にてお支払いください。

| 支払い方法   | 支払い要件等                                                                    |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 口座引き落とし | 訪問介護を利用した月の翌月の27日（ご指定の金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。             |
| 銀行振り込み  | 請求書が届いてから1週間以内に、下記の口座にお振り込みください。<br>スルガ銀行 熱海駅支店 当座 686541 中銀インテグレーション株式会社 |
| 現金払い    | 訪問介護を利用した月の翌月の末日（休業日の場合は翌営業日）までに、現金でお支払いください。                             |

## 10. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたのご家族、関係市区町村、あなたに係る介護支援専門員等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

## 11. 緊急時における対応方法

訪問介護の提供中に、あなたの病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医、あなたに係る介護支援専門員等へ連絡し、必要な措置を講じます。

|                |                     |       |
|----------------|---------------------|-------|
| 利用者の主治医        | 医療機関<br>担当医<br>電話番号 |       |
| 緊急連絡先<br>(家族等) | 氏名<br>住所<br>電話番号    | (続柄 ) |

## 12. 個人情報の取り扱いについて

別紙「個人情報の取り扱いについて」

## 13. 苦情相談窓口

(1) 訪問介護の提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

|         |                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所相談窓口 | ライブリーケア中銀熱海 訪問介護 管理者 秋本 敬子<br>電話：0557-81-0102 Fax：0557-86-2398<br>受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分<br>※お急ぎの場合は、時間外でも受付いたします。 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 訪問介護の提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

|        |                                 |                 |
|--------|---------------------------------|-----------------|
| 苦情受付機関 | ※熱海市に住所のある方<br>熱海市役所 健康福祉部長寿介護課 | 電話：0557-86-6282 |
|        | ※湯河原町に住所のある方<br>湯河原町役場 福祉部介護課   | 電話：0465-63-2111 |

(3) 訪問介護の提供に関する苦情や相談は、国民健康保健団体連合会にも申し立てることができます。

|        |                                           |                 |
|--------|-------------------------------------------|-----------------|
| 苦情受付機関 | ※熱海市に住所のある方<br>静岡県国民健康保健団体連合会 介護保険課       | 電話：054-253-5590 |
|        | ※湯河原町に住所のある方<br>神奈川県国民健康保健団体連合会 介護保険苦情相談課 | 電話：045-329-3447 |

## 14. 衛生管理および健康管理等

- (1) 事業所は、設備および備品等を衛生的に管理し、事業所内において、感染症が発生、蔓延することのないよう努めます。
- (2) 事業所は、訪問介護員等に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させます。

## 15. 身体拘束の禁止

原則として、あなたの自由を制限するような身体拘束をおこなわないことを約束します。ただし、やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にあなたとあなたの家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様および時間、その際のあなたの心身状況、やむを得ない理由について記録します

## 16. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

|         |       |
|---------|-------|
| 虐待防止責任者 | 秋本 敬子 |
|---------|-------|

## 17. 就業環境の確保

事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場においておこなわれる性的または優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じます。

## 18. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、訪問介護の継続的な提供、非常時の体制にて早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 19. 訪問介護の利用にあたっての留意事項

- (1) 希望する援助のうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、事業所がおこなう介護保険適用外サービスを具体的に説明します。
  - 例・あなたへの援助ではなく、ご家族等のためにおこなう行為
    - ・利用者のご家族等がおこなうことが適当と判断される行為
    - ・訪問介護員等がおこなわなくても、日常生活には支障がないとされる行為
    - ・日常的におこなわれる家事仕事の範囲を超えるような行為
- (2) 介護保険適用外サービスにおいても、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ・医療行為および医療補助行為
  - ・市販薬の購入（主治医の許可がある場合は可）
  - ・金銭の管理や貸借など、金銭に関する取扱い
  - ・高額な現金や通帳の預かり
  - ・訪問介護員等による預貯金に入出金等
  - ・訪問介護員等による振込先の記入（ATMでの直接入力含む）
- (3) 訪問介護員等に対し、金品等の贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

事業所は、利用者への訪問介護提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業 者

名称 中銀インテグレーション株式会社

所在地 東京都中央区勝どき 2 丁目 8 番 12 号

事業 所

名称 ライブリーケア中銀熱海

所在地 静岡県熱海市田原本町 9-1 熱海駅前第一ビル 5 階

説明者

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け同意し、交付を受けました。

年 月 日

利 用 者

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

署名代行者

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄 )

## 「訪問介護料金表」

## (1) 訪問介護の利用料

| サービス内容 | サービス区分                  | 基本単価   | 利用者負担額 |        |        |
|--------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|
|        |                         |        | 1割負担   | 2割負担   | 3割負担   |
| 身体介護   | ① 20分未満                 | 1,630円 | 163円   | 326円   | 489円   |
|        | ② 20分以上30分未満            | 2,440円 | 244円   | 488円   | 732円   |
|        | ③ 30分以上1時間未満            | 3,870円 | 387円   | 774円   | 1,161円 |
|        | ④ 1時間以上1時間半未満           | 5,670円 | 567円   | 1,134円 | 1,701円 |
|        | 1時間30分以上<br>30分を増す毎に    | 820円   | 82円    | 164円   | 246円   |
|        | ①～④に引き続き<br>生活援助を提供した場合 |        |        |        |        |
|        | 20分程度                   | 650円   | 65円    | 130円   | 195円   |
| 45分程度  | 1,300円                  | 130円   | 260円   | 390円   |        |
| 70分程度  | 1,950円                  | 195円   | 390円   | 585円   |        |
| 生活援助   | 20分以上45分未満              | 1,790円 | 179円   | 358円   | 537円   |
|        | 45分以上                   | 2,200円 | 220円   | 440円   | 660円   |

※「身体介護中心型」および「生活援助」において、一定の条件の下、同時に2人の訪問介護員等が訪問介護を提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

※利用者負担額につきましては、生活保護法等が優先される場合この限りではありません。

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面にてお知らせします。

## (2) キャンセル料

あなたの都合により予定していた訪問介護をキャンセルした場合には、下記のキャンセル料を請求させていただきます。キャンセルする場合は、至急、当事業所に連絡してください。

| キャンセルの時期      | キャンセル料 |
|---------------|--------|
| 利用日の前日16:00まで | 無料     |
| 利用日の前日16:00以降 | 800円   |

### (3) 減算

以下の要件を満たす場合、減算算定されます。

| 減算の種類   | 減算の要件                            | 減算割合          |
|---------|----------------------------------|---------------|
| ※集合住宅減算 | 集合住宅等に居住する利用者一定数以上に訪問介護をおこなった場合。 | 基本単価+各種加算の10% |

(注) 集合住宅減算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。

### (4) 加算

以下の要件を満たす場合、加算算定されます。

| 加算の種類                     | 加算の要件                                                                                           | 利用者負担額                                          |        |        |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------|--------|
|                           |                                                                                                 | 1割負担                                            | 2割負担   | 3割負担   |
| 初回加算                      | 過去2月に当事業所から訪問介護の提供を受けていない利用者に限り、初回若しくは訪問介護をおこなった日の属する月に、サービス提供責任者若しくはサービス提供責任者が同行して訪問介護を提供した場合。 | 200円/月                                          | 400円/月 | 600円/月 |
| 緊急時<br>訪問介護加算             | 利用者またはその家族等から要請を受け、介護支援専門員と連携を図り居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護を24時間以内に提供した場合。(身体介護中心に限る)               | 100円/回                                          | 200円/回 | 300円/月 |
| 夜間・早朝、<br>深夜加算            | 夜間(18時~22時)または早朝(6時~8時)に訪問介護を提供する場合                                                             | 上記基本単価の25%/回                                    |        |        |
|                           | 深夜(22時~翌朝6時)に訪問介護を提供する場合。                                                                       | 上記基本単価の50%/回                                    |        |        |
| ※介護職員<br>処遇改善加算 I         | 介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる場合。                                                   | 基本単価+各種加算および減算の13.7%<br>※介護職員等ベースアップ等<br>支援加算除く |        |        |
| ※介護職員等<br>ベースアップ等<br>支援加算 | 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく介護職員等の更なる処遇改善。                                                         | 基本単価+各種加算および減算の2.4%<br>※介護職員処遇改善加算除く            |        |        |

(注) 「介護職員処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。